

賠償責任保険 重要事項のご説明

令和3年10月

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様の意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼この書面における主な用語についてご説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

契約概要

賠償責任保険普通保険約款 + 各種特別約款(注1) + 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 各種特約(注2)

(注1) 契約内容に応じて、施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。

(注2) セットできる主な特約については「(3) 主な特約の概要」をご参照ください。

2 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{じょう}に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます)
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ・直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害^(注)

など

(注) 特別約款・特約により、保険金をお支払いできない範囲が異なります。

※前記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

①お支払いする保険

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます)。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ. 損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
ウ. 権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ. 緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用
オ. 協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ. 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、カについては、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いします。

保険金の額	=	ア. 損害賠償金	+	イ. 損害防止費用 ウ. 権利保全行使費用 エ. 緊急措置費用	-	基本契約の免責金額 (自己負担額)
-------	---	----------	---	---------------------------------------	---	----------------------

3 主な特約の概要

契 約 概 要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間の終了する月の前月末または当月末から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

4 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

5 支払限度額等

契 約 概 要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」「保険金額」「免責金額」欄にてご確認ください。

詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

6 保険期間および補償の開始・終了時期

契 約 概 要

注意喚起情報

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

1 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料^(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

2 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります^(注1)。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます^(注2)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(○:選択できます ×:選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払 ^(注3)	大口分割払 ^(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○
払込票払 ^(注5)	×	×	○

(注1) お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。

(注2) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注3) 保険料割増が適用されます。

(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6) 初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

3 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

上記 2 ①「主な払込方法」により払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日^(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書^(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。

(注) ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申し込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申し込みの撤回または削除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ | 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと^(注)がありますので、ご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

通知事項	① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合 ② 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合
------	---

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 事業を廃止または譲渡した場合
② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

- (3) 「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例えば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印がついている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、ご契約の代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

次の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳しくは

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

6 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 事故が起こった場合のご注意

1 事故の発生

- ① 事故が起こった場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

2 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

3 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料

書類の例

委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類

① 損害賠償事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約 ・被保険者名簿(居住者名簿、従業員名簿等) ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・契約書、請負書、警備仕様書、宿帳 ・労働者派遣契約書 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真	など
② 損害賠償の額を証明する書類		
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・法定外補償規定 ・葬儀費明細書、領収書 ・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料 ・政府労災からの支給額を示す資料	など
③ その他の書類		
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など

(5) 傷害(ケガ)に関する保険金請求に必要な書類

① 事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・死亡診断書または死体検案書 ・医師の診断書 ・後遺障害診断書	など
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類		
書類の例	・医師の診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書	など
③ その他の書類		
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など

(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類

① 事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真	など
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類		
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票) ・財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類 ・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) ・復旧通知書、復旧工程表	など
③ その他の書類		
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など

4 保険金のお支払い時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

5 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

6 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

7 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完成工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人(保険契約者)」欄に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

1 保険料算出の基礎について

- ① 保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

- ② 保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

2 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

- ① 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ② 保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③ お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ④ 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回るまたは下回る見込みがある場合^(注)には、この特約はセットできません。
- (注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ⑤ ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が保険証券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

対象種目	施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険
保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等) ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等) ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2) 集団自身
被保険者	保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

1 はじめに

- この書面は、傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.aioinissaydowa.co.jp/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧ください。裏面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(Web約款)を選択されたお客さまは、当社ホームページをご確認ください(書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません)。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため後日、ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくた
めの事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にと
って不利益になる事項等、特に
ご注意ください事項



このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 商品のご案内

■この書面の対象となる商品は以下の通りです。

行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約	施設入場者の傷害危険補償契約	交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約
留守家庭児童団体傷害保険契約	学校契約団体傷害保険契約	行政協力員(行政委嘱委員)団体傷害保険契約
非営利活動(NPO)団体傷害保険契約	スポーツ団体傷害保険契約	PTA団体傷害保険契約
		シルバー人材センター団体傷害保険契約

4 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** …P9～11
1. 商品の仕組み
 2. 基本となる補償 等
 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等
 4. 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項** …P12
1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
 3. 死亡保険金受取人
- III 契約締結後におけるご注意事項** …P13
1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 2. 解約と解約返れい金
 3. 被保険者からの解約
- その他ご留意いただきたいこと** …P14～15

5 本紙で用いる用語の説明

危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。		

6 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。
**あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター** **0120-721-101** (無料)
●受付時間[平日9:00～17:00]
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が起こった場合

30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター** **0120-985-024** (無料)
●受付時間[24時間365日] ●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

(1) この説明書では「**傷害保険**」を説明しています。

傷害保険は、保険期間中に被保険者が下記 (2) に掲げる活動中もしくは管理下中において、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

(2) ご希望の被保険者の範囲や保険金をお支払いする事故の種類に合わせて、商品をご選択ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

契約方式	商品名	被保険者の範囲	保険金のお支払い対象となる事故の種類
商品付帯契約以外	行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約	行事参加者全員、または行事参加団体の行事参加者全員もしくは複数の行事参加団体の行事参加者全員	保険証券記載の行事に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間の事故
	施設入場者の傷害危険補償契約	施設利用者として施設に入場される方全員	保険証券記載の施設内における事故
	交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約	特定された交通乗用具に乗っている方	保険証券記載の交通乗用具に被保険者が乗っている間の事故
	留守家庭児童団体傷害保険契約	留守家庭児童を預かる施設に登録された留守家庭児童全員	被保険者が保険証券記載の施設の管理下にある間(注1)の事故
	学校契約団体傷害保険契約	所定の学校等に所属する園児、児童、生徒または学生全員	ご契約時に定めた「学校の管理下中・管理下外」等の区分に該当する間の事故
	行政協力員(行政委嘱委員)団体傷害保険契約	行政庁から業務の委託を受けた地域の民間人で、公的災害補償制度の対象外である方全員	国または地方公共団体に委託された業務従事中(注2)の事故
	非営利活動(NPO)団体傷害保険契約	非営利活動団体の構成員全員	非営利活動団体の管理下において、被保険者がその非営利活動団体の目的に従って活動に従事している間(注3)の事故
	スポーツ団体傷害保険契約	団体の構成員全員または団体を構成する団体の構成員全員	学校、会社等のアマチュア・スポーツ団体の管理下等における日本国内での運動競技中や練習中の事故
	PTA団体傷害保険契約	「PTAの父母会員、教師会員」、「PTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒」、「PTA会員の同居の親族」および「PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方」	次に掲げる間の事故 ①被保険者がPTAの管理下においてPTA行事(注4)に参加している間 ②被保険者がPTA行事(注4)に参加するため所定の場所と自宅との通常の経路の往復中
商品付帯契約	シルバー人材センター団体傷害保険契約	シルバー人材センター等ごとに登録された正会員全員	センター等から提供を受けた仕事に従事中またはセンター等が主催、指定する講習会、総会、ボランティア活動等に参加中(注5)の事故
	交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約	商品を直接購入した方または購入者が指定された利用者全員	保険証券記載の交通乗用具に被保険者が乗っている間の事故

(注1) 施設等への往復途上を含みます。

(注2) 業務遂行場所への往復途上を含みます。

(注3) 活動(行事開催)場所等と被保険者の住居との往復途上を含みます。

(注4) 「PTA行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事をいいます(PTA総会、運営委員会等PTA会則に基づく手続を経て決定されたものに限りません)。

(注5) いずれも指定場所への往復途上を含みます。

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。ご選択いただいた商品やセットされる特約により内容が異なることがありますのでご注意ください。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合は、保険金をお支払いします) ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注)
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の入院に対しては保険金をお支払いしません。	●入浴中の溺水(当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします) ●原因がいかるときでも、誤嚥によって発生した肺炎 など
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、1回の手術について、次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5	(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます)をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、90日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。

また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。

- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は被保険者の年齢・収入等に照らして適切な額となるように設定してください。お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのでご注意ください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- 通院保険金日額は、入院保険金日額を超えて設定することはできません。

※「交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約」の場合は、定員数の保険金額総額をお決めいただきます。なお、被保険者1名に対する保険金額は、設定された保険金額総額を定員数で割った額(※)となります。

(※)ケガを被った被保険者数が定員数より多い場合は、被保険者数で割った額となります。

(3) 主な特約の概要

契約概要

セットできる主な特約は次のとおりです。また、ご選択いただいた商品によりセットできない場合がありますのでご注意ください。

天災危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金について地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故の場合も、保険金をお支払いする特約です。

※特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保険期間

保険期間は商品内容に合わせて1年以内で設定してください(ご契約内容によっては保険期間1年となります)。実際に契約する保険期間については、保険申込書をご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

③ 補償の終了

満期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に終わります。

※上記によらず、以下のご契約の場合の補償は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。

- 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約
- 施設入場者の傷害危険補償契約
- 非営利活動(NPO)団体傷害保険契約
- 包括契約特約をセットした契約

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

① 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。なお、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。(注)

(注) 行政協力員(行政委嘱委員) 団体傷害保険契約の最低保険料は1保険契約につき500円となります。

最低保険料の取扱いについて知りたい場合

 「最低保険料について」参照

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

① 保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

払込方法

払込方法	概要
一時払	保険料の全額を一括して払い込む方法です。

※1 包括契約の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法(確定精算)となります。詳細は、後記 **その他ご留意いただきたいこと** 4 確定精算をご確認ください。

※2 ご契約内容により、上記以外の払込方法を選択いただけることがあります。

主なキャッシュレスの払込方法

主なキャッシュレスの払込方法	概要
☐ 口座振替(注1)	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
☐ クレジットカード払(注2)	当社の指定するクレジットカード(注3)によって払い込む方法です。

※1 上記キャッシュレスによる払込方法は、ご契約内容によりご利用いただけない場合があります。

※2 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

(注1) ご契約時に指定口座が当社の提携金融機関に設定されており、かつ、ご契約のお申込みおよび口座振替申込書のご提出を所定条件を満たす代理店・扱者において行う場合に、「初回保険料口座振替特約」をセットしてご利用いただけます。

(注2) ご契約のお申込みを、所定条件を満たす代理店・扱者において行う場合に、「保険料クレジットカード払特約」をセットしてご利用いただけます。

(注3) 保険契約者が法人の場合は法人カード、または、その法人が法人カードを作成していない場合は契約締結責任者の個人カードの使用が可能です。

② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

口座振替により払い込む初回保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替については、保険契約者の故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

※ 学校契約団体傷害保険契約を分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日後1週間以内に払い込んでください。保険料の払込みがないときは、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除される場合がありますのでご注意ください。また、分割払でご契約の場合、当社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、当社は未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには、初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認した後に、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。
この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項

- ①被保険者数
- ②行事・施設名称等(注1)
- ③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約、学校契約団体傷害保険契約、非営利活動(NPO)団体傷害保険契約、スポーツ団体傷害保険契約の場合に告知事項となります。

(注2) 団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- (1) 無記名式契約(注1)や準記名式契約(注2)の場合、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めることはできません。
 - (2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 - (3) 記名式契約(注3)において死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。
- (注1) 無記名式契約とは、団体と一定の関係にある方を被保険者とし、明細書に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方法です。なお、ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けは不要です。
- (注2) 準記名式契約とは、団体と一定の関係にある方を被保険者とし、明細書に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方法です。なお、ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。
- (注3) 記名式契約とは、明細書に被保険者氏名を記載する契約方法です。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- (1) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合

② 特約の追加等、契約条件を変更する場合
- (2) 保険契約者は下記に記載する通知事項について、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡いただく必要があります。保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、下記の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

保険契約の種類	通 知 事 項
準記名式契約（注1）の一部商品（注2）	被保険者数
スポーツ団体傷害保険契約	スポーツ名称

- （注1）準記名式契約とは、団体と一定の関係にある方を被保険者とし、明細書に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方法です。なお、ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。
- （注2）留守家庭児童団体傷害保険契約、学校契約団体傷害保険契約、行政協力員（行政委嘱委員）団体傷害保険契約、非営利活動（NPO）団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約を契約された場合に通知事項となります。

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申し出ください。

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

※PTA団体傷害保険契約、シルバー人材センター団体傷害保険契約の場合、保険料は返還できません。

3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。

この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき
しおり「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等をご提出いただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

 「事故が起こった場合の手続き」参照

2 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。

したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 確定精算

保険料を見込人数や台数等をもとに計算した暫定保険料等により契約した保険契約は、満期後に確定保険料との差額を精算いただく契約方式となります。なお、契約内容により一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合には、「ご契約ガイド」を確認のうえ、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

5 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

6 継続契約について

● 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。

● 当社が、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

8 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他、以下の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

 「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

 「無効、取消し、失効について」